

「法の人間学」をめぐる若干の問題

— 佐藤節子教授の提起と批判に応えて —

小林 直樹

1 はじめに

2003 年の中頃、私は『法の人間学的考察』という拙著（岩波書店）を上梓した。文字どおり拙い本だが、法現象を人間学の見地から捉え直して見る、という作業としては、世界でも余り例のない試みだったように思う。但し、今から振り返ってみると、取りあげた対象にしても、それらの扱い方にしても、不十分な点が多く、頭を抱える思いを禁じえない。一例をあげると、その後に取り組んだ「暴力考」（『国家学会』誌 121、2 卷所収、(I) ～ (V)）の関係で、戦争論や犯罪学の分野に首を突き込んで、そこここに実にさまざまな人間学の問題が山積していることに改めて気づき、嘆息を重ねた次第である。

それらの中から一つの具体例として、“精神異常者”の“罪と罰”の問題をとってみよう。例えば、殺人などの重犯罪に当る行為でも、重篤な精神病患者の場合“法的責任は生じない”ことは、一般にもよく知られた常識となっている。しかし、統合失調症や重い妄想性障害などの明白な事由を別にすると、種々のレベルの神経症（不安障害や解離性障害など）とか、サイコパスなどの反社会的人格障害等が、どの程度ならば「責任」を問われないものとなるのか。その判定の基準は、どのようにして確定されるのか。等々の問題は、専門の精神医学者や練達の裁判

官たちでも、容易には答えられない難問である。刑法に限らず、民法や（筆者には最も疎遠な）訴訟法の分野でも、同じような重い人間学の問題を伏在させているであろう。比較法や法史学の領域に入れば、更に多様で異質の難問が無数に見出されるに違いない。

…これらを考え併せれば、「法の人間学」には到底少数の学者の手には負えない、広大な未開の沃野が広がっていることは、誰の眼にも明らかになるだろう。先行き短い老生などが、今更ジタバタしても広大な未墾の沃野をたがやす力も時間もない。あとは同じ志を持つ学生たちの手^{がくしょう}に委ねるしかない。

ただこの拙著は、右のような意味で欠漏の多い本だが、たぶん沃野に鋤を入れた意義はあったかと思う。法の根底に人間を置いて諸現象を見直してみれば、これからの法学者たちが取り組むべき新たな問題群が、そこから続出してくるであろう。また人間学の分野に対しても従来の哲学的アプローチでは殆んど視野に入れられなかった諸問題を提示して、それらへの考究を促がす作業を行った点でも、視界を拡げる意味は認められるかもしれない。そうだとすれば、本書の前提（もしくは基礎の）作業である「人間の科学と哲学」（法学協会雑誌 112 卷 1 号～114 卷 7 号まで 8 回にわたって掲載。）と併せて、諸方面からの検討や批判が加えられれば有難いと思っている。

しかし、これまでのところ、筆者の秘かな願いは、殆んど不発に終わっている。一般的には、拙稿の扱った問題の範囲が広すぎて、取り上げ難いという理由もあったことだろうか。ジャーナリズムでは読売新聞だけが、やや懇切に紹介してくれた外は、全くの無反応。法学界でも、専門紙への僅かな短い「紹介」だけで、それを除くと少数の知友からの私的な感想や指摘があったにとどまる。もともと“実用法学”全盛のこの国では理論法学の分野では海外学者の理論の紹介や移植のほかは、自前の創造的作業に乏しい伝統が強かった。(これについては、手島孝の『憲法学の開拓線』1985、295ページ以下を参照せよ。手島はそこで、日本の法学者の大勢が、次々に現れる欧米の“新理論”を追求し、それらの紹介を業績とし、自らの創造的理論の構築を怠ってきたことを痛烈に批判している。この批判は今日でも、おおむね妥当しているといえよう。) それらの事情を考えれば、そのような結果も当然ということかも知れない。解釈法学に圧倒的なウェイトを置くこの国で、欧米にも殆んど例のない「人間学」導入が、評価されなかったのも不思議ではない。

そうした中で、一つだけ異例の本格的な評釈が与えられた。佐藤節子教授の「小林直樹著『法の人間学的考察』の紹介と批判」(青山法学論集第46巻4号、2005年)がそれである。

2 佐藤節子論文へのアプローチと謝辞

この佐藤論文は、私の見るところ、3つの特色を持った重厚な論文である。〔拙著の「紹介と批判」をしてくれた論説を、相手方である私が“再紹介”をするのはおかしいことだが、まさにそれが必要な独特の“手ごわい”論文なのである。〕第一にそれは、拙著の単純な「紹介」ととどまらず、佐藤教授の独自の思想的立脚点

に立って、ご自身の見解を体系的に展開されている点で、1箇の堂々たる「論文」となっている。同教授は日本の法哲学界で、ウプサラ学派の系流に属する、数少ない研究者として良く知られた方であるが、本論文はその思想体系を踏まえた、文字どおりの「批判」論の提示である。“手ごわい”と同時に、種々の教示を与えてくれた点で、深謝に値する論文である。第二にそれは、拙著の重要な論点を拾い、各所で詳しく「紹介」しながら、それぞれに批判を加えるという、極めてオーソドックスの手法で論考を進めている。大部の本ゆえ、触れられていない部分(例えば「時間論」や「空間論」など)も多いけれども、拾われた論点に関する限り、行き届いた紹介がなされているといつてよい。この点でも、論文筆者の公正さは高く評価されるし、著者としては有難く思わないではいられない。ところで第三点は、紹介・批判の労を引き受けてくれた筆者と、この本の著者である私との、学問上の関係にかかわる。実を申せば(と改まっていうほどの事ではないが)、両者とも2006年に創立された「総合人間学会」の会員であり、ともに法学者時代の背景を負いながら、目下は人間学の勉強に打ちこんでいる学友である。創立時から今日まで、両者とも理事として同学会の運営にたづさわ(この執筆段階まで、小生は「会長」役を仰せつかり、佐藤氏は種々の役員を引き受け)、諸会議や研究会では良く出席して協業している仲間である。しかし佐藤さん(同学会での呼び方に従って、以下しばしばそう呼ばせていただく)は、平素から「仲間」意識に^{なす}泥むことなく、個性的・自立的に思考し行動する優れた主体として、理非・曲直をいささかも混交することのない人柄である。本論文でも明らかなおと、自らの観点や信念に従って、“歯に衣を着せない”批判を各所で自在に行っておられる。それらの行文には、被批判者とし

ては受け容れ兼ねぬ点があっても、襟を正して受け留め、敬意を以って厚くお礼を申し上げます。

＊

しかし、佐藤さんの眞摯な論説と長文執筆の御努力に対して、私のお礼と応答がかくも遅れたことについては、深くお詫び申し上げる外ない。どんな理由があるにしても、佐藤さんの誠実な「紹介と批判」の論文に対して、5年近くも無沙汰を続けた事実は、弁解の仕様もない非礼であった。ここに老生としては、感謝の心と併せて謝罪の意をこめ、二重の意味での謝意を表する外ない。

ただ、弁解がましくなるけれども、この遅延には私の怠慢だけでなく、若干の客観的な事情もあった。2006年のことであったか、上智大学のホセ・ヨンバルト氏から、佐藤論文に続く小林の応答の論文を同氏の主宰する「法の理論」誌にのせてはどうか、という親切な招待状があった。しかし、その当時私は、前記の総合人間学会の発足に向けて大忙で、他事に心を向ける余裕は全くなく、折角の要望に応えることはできなかった。そしてその後も立て続けて、人間学に関する論文と学会の業務に追われて、心身ともに虚弱な老生は、佐藤さんに対する“負い目”を絶えず感じながら、為すべきことを先延ばしする結果となった。それにもう一つ実質的な理由として、佐藤論文そのものの重さがあった。上述したとおりそれは、充実した佐藤法哲学に立脚し、至るところに法哲学上の難問に関する見解を披瀝しており、それらに応えるには腰を据えた取り組みが必要である。思考を重ねた佐藤さんの力感のある論文と取り組むには、相当な体力・気力と時間を要する。実を言うと、これまでも応答の責務を果すために、原稿に向かったことが2回ほどあったが、到

底「簡単にはできない」と断念して、今日に至った次第である。若干時間を捻出できるようになった今でも、佐藤論文の全体にわたる“応答”は至難であって、ごく限られた範囲でとりあえずの“返答”をするしかない。予めそのお断りをしたうえで、以下“本文”に入りたい。ただ、それには若干の自己規定が必要である。

第一、ここでの「応答」の範囲は、人間学に関わる問題に限定される。佐藤論文の論点は、各所で（法学上重要であるが）かなり細部にわたる法理論の問題にふれている。それらについては、殆んどが、私の諸著で私見を述べていることでもあり、紙面と時間の節約のうえからいっても、割愛を許していただきたい。第二に、「応答」は、私見に対する佐藤論文の重要な「批判」点に限られる。佐藤さんの犀利な批判の中には、率直にいつて幾つかの誤解や不適切な用語上の逸脱もあると思われる。それらをただ匡したり、“誤解”を解いたりすることが、応答の主な課題となろう。第3に、佐藤さんの論議における率直さと端正さ、学会での“仲間”意識に泥まない学問的姿勢は、尊敬すべき美質であって、小生としてもそれに倣いたいと思う。その率直さの故に、時に多少の“勇み足”を冒す失言があっても、ご海容を願いたい。並行する仕事にも追われて、思考の足りない行論もあるだろうが、その不満についても予めお詫びをしておかねばならない。――前置きはこれ位にして、本文に入る。

3 生物としての人間とその位置

人間学にとって重要な、この問題から始めよう。佐藤さんはこの点に関する私の見解に、「ある種の違和感と疑問を感じ、」出発点は同じであるが、どこで意見が分かれるかと反問して、次のようにいう。「小林が、人間は生物である、

“けれども” 人間は他の生物を超越する存在だと位置づけ、そこから法理論における近代主義の回復を企図し、それによって世界規模の諸問題の解決を図ろうとするのに対して、私（佐藤）は、人間は多様な生物の中の一つであり、生物の多様性はパターンの相違にすぎず、“だから” 他の生物との優劣や上等・下等を論ずることに禁欲的でなければならない、したがって近代が人間特有の本性と揚言して憚らない実態としての理性や自由意志や良心などの生得的帰属を疑わなければならない、その上で地球内で人間が他の生物と共存する道を法学の観点から模索するとどのようになるかをみようとするところにある。」と。評語ふうにいえば、小林のいう「けれども」と佐藤の強調する「だから」の間には、「かなりの開きがでてくるのではないか」というのである。

右の一文に続けて佐藤さんはいきなり、その開きの根元は小林の「近代主義」にあると断じる。その断定には大きな飛躍と誤解があると思う。しかし佐藤論文の骨子ともいえる「小林＝近代主義者」論には、後でまとめて考察を反批判を行うことにして、ここでは“人間の生物界における位置”に問題をしばってみよう。右の引用文で佐藤さんは、「“だから” 他の生物との優劣……を論ずることに禁欲的でなければならない」という。この主張に私は反対でないし、自分でもそうしてきたことは、本書に先行する前掲論文でもはっきり書いておき、「人間の他の生物に対する優越性」を一般化して論じたことは決してない。ただ、人間が「高度の意識」と（正・負にわたる）種々の創造的能力を持ち、人類独自の文明を形成してきた点で、他の生物とはっきり異なった位置にあると見るが、それは人間として思い上がった独善であり、傲慢な僻目であるだろうか。佐藤さんは人間の「高度の意識」を認めながら、それは単なる

「事実」であって、「この事実だけから人間は生物の中で特別の位置に在るという小林の推論は成り立たないように思う。“すばらしい” 面からみればすばらしいが、裏側の“ひどい” 面からみればひどい存在だと言えただけである。」という。“事実から価値は出ない” という、哲学一派の所論を想像させる言葉だが、他の生物とその点で違うことの認識が、大切である。その事実の認識にこそ、小林のいう「人間は一生物である、けれども…」の内実がある。更に一千万種を超える無数の生物の中で、人間だけが特異の思考＝創造力を与えられた“有り難き” 存在であることを認識し、そこに自らの生存課題を見出しうる“独特の生き物” であると自認することは、自己欺瞞でもなければ“近代主義” の“本質概念” でもないであろう。そしてまた更にその自己認識に立って、自らの欲望や活動の産出した「負」の現象（例えば環境破壊）に責任を感じ、その除去や克服に努め、逆に人間ならでは達成できない「正」の仕事（例えば、宇宙認識とか、学芸の創造作業）などに向うことは、人間独自の課題の発見とその引き受けとして、他の生物には全くない現象というべきではなかろうか。

私の「けれども」の後に続く自己認識は、このようなポジティブな主体的能動に向うものである。これに対して、佐藤さんの「だから」の後の立言は何だろうか。その文章からうかがえるのは、「近代主義」の否定と“理性の無力” などの、かなりネガティブなイメージがつよく、人類の未来に対する明るい展望はむしろ全的に否定されているように思われる。実は私も人間の将来に楽観的な見通しを持ちえないで、いつも“人類滅亡” の可能性に怯える思いを禁じえないから、佐藤さんが想像されたような楽観主義者ではない。逆にそれ故にこそ、心を奮い立たせて“明るい未来” をつくる努力が必要だと

考えるのである。その場合でも私は、つねに理性が勝つなどという理性信仰は、以前から持ち合せてはいない。これについては、以下でも各所で再論したいとおもう。

4 人間の尊厳性と精神性

右の問題と関連して、佐藤論文は人間の「尊厳性」や「精神性優位」（及び後で考究する人権や自由など）を取りあげ、拙著に現れていると見る「近代の本質主義の思考」を衝いている。この「本質主義」の概念は、私の予想外の批判枠ゆえ大きな“困惑”のもととなったが、それは後まわしにして、本節の所題のテーマについて考えてみたい。

「人間の尊厳」について私は、法学（とくに公法学）界で殆んど自明のように前提され、その根拠への問いがなかった（少なくとも乏しかった）ことを批判し、つとにその掘り下げを求めてきた。（1971年の公法学会での報告「人権理念の根本的検討」、97年の全国憲法研究会での講演「人権価値を根本から考える」等を参照。）本書でも第1章（ⅡのF）で、尊厳性の根拠や理由を問い直している。その際とくに強調したのは、一つには人間に内在する非尊厳の性向、邪悪・陰険・醜悪の側面をつねに相関的に眺め、自己を無条件に尊厳的存在と見る愚劣な思い上がりに陥ることを避けるべきだということである。人間が自らの半面の劣悪な性向を度外視して、自己を美化し「神の似姿」になぞらえるのは、途方もない幻想というべきだろう。そのよう倨傲や自己欺瞞は、地上に君臨する人類の陥り易い“心のワナ”として厳しく自戒しなければならない。他方でしかし、人間が高貴な価値の実現に向いうる可能性を放棄して、自らをあたかも悪魔の申し子のように醜悪に貶価することは、人間として“享けた生命”を不当

に汚す愚行となろう。人間はその精神活動によって、眞・善・美・聖の高次の価値の実現に向いうる（また向うべき）独特な生命体である。他の生物には不可能な、この創造的作業を課題として引き受ける主体が、自らの独自の地位に「尊厳」（或いは品格）という「名誉的称号」を与えても、不当な奢りとはいえないのではないだろうか。（これについては、前掲の論文を収めた『憲法学の基本問題』02年の第5章Ⅰ部3節参照）—人間を総合的に捉えようとする人間学の視点からすれば、右の尊厳と反尊厳の両面を統合的かつ動態的に理解し、双方を矛盾的要素の緊張関係としてダイアレクティックに包括していく必要がある、と私は思う。同時にそれに加えて、人間の精神活動がその頭脳の所産であることも認識しておくべきである。

このような見方に対して佐藤さんは、人間の「尊厳性」や人権やその根拠とされる「高度の精神性」をも果して・またどのように認められるだろうか。その点は余り明らかなでないけれども、全体としてかなりネガティブな姿勢をとられているように思われる。そうだとすると、今日の法学（とくに憲法学）の立脚点と基礎概念を揺るがして、どのようにそれを再構築されるのか。もしも近・現代法学の在り方を、根本的に破壊する必要があるとお考えなら、それに代るどのような理論が立てられるのか。反問したいところである。しかし、ここでは暫くそうした反問は差し控えて、佐藤さんの私見に対する批判の主要点に答えなければならぬ。

第一点は、「尊厳性」とその根拠はあるのかという問いに即して、「根拠への遡求は近代の本質主義の思考である」と規定し、（後でも再言するが、実はこういう決めつけは小生を困惑させ、そこから“流出”する諸議論にはついていけない感じがする。何よりも“根拠への遡求”は近代に限らず、古代・中世の多くの思想

家たちが、真剣に行ってきた思考作業であって、「近代主義」特有のものではない！）「精神は実体なのか機能なのか」と反問する。とりわけ“尊厳性の根拠が精神作用にある”とすると、それを欠く精神異常者や幼児たちに「尊厳性を〈認める〉」ということが何を意味するのか」を問い直し、「認める」という行為の意味は何かを問題とする。この「認める」行為には、「発見の意味」と「見倣しの意味」（「本質を欠くものを本質を備えているものと同じように見立てる」こと）があるが、多くの場合（小林を含め）後者の意味で語られている。とすれば尊厳性や人権が人間に「客観的、普遍的に帰属しているというのはどういうことか。」という問題を立てる。—これは鋭い、重要な指摘である。

佐藤論文は、このような批判的設問を立てたあと、“法と道徳”、“規範の義務づけ”などの法哲学上の諸問題に入っていく。前述した理由でここでは法理問題について私の所見を繰り返すことは省略して、一つだけ人間に「人権、人格権は帰属するか」の問題にふれておきたい。私はかねてから人権とは、「人間生存の必須の要件を法システム（とくに中枢の憲法）の中に規範的に設定した」ものとして捉え、その歴史性や社会性を認識することが、法学上肝要だと考え（『憲法学の基本問題』第5章参照）、本書でもその基本認識に立って論議してきた。この“定義”からすれば、それは何らかの“実体”ではないし、人間に実体として「帰属」するかどうかの問題は、そもそも生じない筈である。同じことは、次の「自由」の観念についてもいえるだろう。

5 自由の問題及び偶然と必然について

「自由」はもともと、多義的かつ論争的な観念であり、これからも論議コントロール的となる問題であり

続けるだろう。そのような対象として私は、本書の第5章で少し立ち入った考察をしておいた。ここではしかし、（とくに政治権力と関わりの深い）社会的自由と、その前提ともなる一般的な意思の自由という、核心的問題に限定してよいだろう。とくにこの後者の方に重心をおいてみたい。それは何よりも、いわゆる因果則の妥当性と関連する。

脳の創発的活動とも関係して私は、自然界でも人間の社会でも「偶然」の作用が大きく働いていると見る。これに対して佐藤さんは、「自然界において原因のない結果というものがあり得るだろうか」と反問する。（論文8—上の傍点は引用者のもの、以下同様）「偶然」という説明は「片足を形而上学的世界に置いた」ものであり、「因果ではないという意味で呪術である。」しかし他面で、事象の原因は常に掴めるとは限らないし「掴めないかも知れない。」その状態を「偶然と呼ぶことは用語の自由だ」が、それを「非決定」として「そこに自由の可能性をみるのには無理がある」、という。——この定言には尤もな意味もあるが、そこには大きな誤解や間違った前提があるように思われる。佐藤さんは因果法則を「客観的に存在する」ものではなく、因果の関係を「文字で表出しただけ」の人間の定式化として捉える点で、因果による全面的決定論者ではないようだから、その限りでは私見と大差はないかもしれない。しかし自然界で（社会関係では一層のこと）「原因のない結果というものがありうるだろうか」という点では、やはり因果則の全面的妥当性を認めているようにみえるし、「自由の可能性」の存立に対しても疑問を抱く傾向があるように思われる。これについては、次の3点の指摘をしておきたい。

第一に、「原因のない結果」はありうるかという設問は、前提先取の無意味な問いというべ

きだろう。「結果」という言葉には、何らかの原因や理由を初めから含まれているから、「原因のない結果」はありえないに決まっているからである。〔佐藤さんは（7の所有権に関する場所で“「所有権者」が対象物を処分・支配できる”云々の説明に対して）、「循環論法の虚偽がある」という痛烈な批判をされたが、上掲の立言はこれへのシッベ返しのように受けとられては困る。「所有」の説明に「所有権者」を主語にしたことは、確かに批判を受けるに値する拙文ではあったが、そこにいう「所有権者」とは、“所有権を主張し援用する主体”を縮減的に指す用語であるから、虚偽的なトウトロジーではない。但し誤解を招く語法だから、ここは修正した方がいいかもしれない。佐藤さんの教示に謝すべき所である。——但しこれと上述の因果の連関は全く異なる。一般用語としての「結果」は本来的に原因を前提しており、原因の方も一定の結果を招来するものとして設定されているからである。〕第2に、原因なしに生ずる現象は、ありうる。いわゆる第1原因と呼ばれるもの（例えば、「無」から生じたと思われるビッグ・バンなど）はその筆頭だが、J・モノーのいう「盲目的偶然」の所産はみなそうであろう。また、或る系で生じた「必然」の現象と他の系で生じた事象が、理由なしに遭遇する場合があるが、そこで生じた事態も原因が全く不可能という点で、やはり偶然といってよいだろう。考えてみると、さまざまな人々が同じ時代に同じ場所に生れあわせることも、それらの人々が出会って愛憎さまざまな関係を持つことも（或いは逆に持たないことも）、すべて偶然と見られるのではないか。それを度外視して、一切の事象を因果の連関で捉えようとするところこそ、まさに近代ヨーロッパの科学思考の特色ではなかったか。もしも佐藤さんがそうした因果思想を中心にして、「偶然」を軽視するとし

たら、それこそ典型的な近代主義者と目されることになるのではないだろうか。

ところで佐藤さんは、非決定の状態を偶然と呼んでも「そこに自由の可能性をみるには無理がある」と思うという。確かに「偶然」から「自由」が出てくるわけではないから、その指摘は尤もである。だが、意思の自由に関する私の提言の第一は、すべての現象が因果則の下で決定されている全面決定論と意思の自由は、どう見ても両立しないということである。全面決定論の妥当性を否認し・非決定の事態を認識することから、偶然論や（物理学上の）不確定性原理によって、“自由の可能性”が開かれるという第一段階が始まると見たのである。そこから直接に意思の自由が導出されるのではなく、一つには人間の脳の創発的活動と、一つには未来に向けての実践的な決定と行動によって、意思の自由が実証されると考えるのである。—この前者に対し佐藤論文では、精神が脳の機能である以上、近代哲学のいう“何ものにも規定されていない自己が原因となって何かを産出するという発想”（私はそのような発想は持っていない。従って以下の批判や疑問は、少なくとも小林に関しては的はづれである）が入りこむ余地はなく、脳の創発性で「自由意志を説くことは、人間を生物の一種とする出発点からかけ離れてしまうのではないか」と指摘される。（この立言は、不敏な私には読解不能である。「脳の創発性」は、人間が生物であることと何らの矛盾はない。——序でにいえば、私が「脳の創発性」に言及したのは、因果則が脳を支配しているという見方へのアンチテーゼであって、そこから直接に意志の自由が出てくるといっているわけではない。）

右の批判に続く幾つかの論点も了解しがたい。第一に“小林のいう狭い自由（「狭い」というのは、人を規定する外的条件と比較しての

ことであって、個性にとって主体的自由は大きな広がりを持つ。) から人々の責任を問うことは、近代哲学が編み出した自由^{リベラ}に失礼だ”ということが、よく解らない。(そういう“自由や自由意志”こそ、実体的観念に思えるし、なぜ“失礼”なのかも不可解である。) また人間が遺伝と環境によって決定されている以上、“自由を見出すことはできない”という見方は、つまるところ全面決定論に近接し、意思の自由の否認という結論になるように思われる。それを裏付けるかのように佐藤さんは、“自由意志がなくても責任は問える”といわれるが、その説明も納得できない。……

まだ問題はあれども、次節でまとめてみよう。

6 「小林は近代主義者である」か

佐藤さんの犀利な諸批判の中で、最も私を困惑させたのは、この標題に要約された断定である。若干“ちゅうちょ”しながらも、「最終的には小林は近代主義者といってよい」というのである。それでは、近代主義とは何かといえ、色々の説明がなされるが、①精神性（とくに理性）の優越、理性による「負」の超克の志向、②人間の尊厳性の根拠を（理性や自由などに）求める「本質主義の思考」、（本質主義という言葉が不明瞭なので困るが、人権や尊厳性が「人間に内属しているという……実体化^{メルクマール}思考」を指すようである。）③上と重複するが、「実体としての理性や自由意志や良心などの生得的帰属」を信じる「近代主義の回復の企図」などの特徴が挙げられる。——そして、これに対置される佐藤理論の骨子は、理性・自由・権利などの「実体化」も、それに基づく「本質主義」も、理論上克服されるべき近代の誤想である。そしてそのような近代主義は、現代の世界問題を解

決する能力はない。つまり端的にいえば、近代主義は理論面でも実践面でも、すでに破綻した過去^{ドクサ}の思想である。そうしてみれば、「近代主義の復権」を目指す小林の法理論も、無力な幻想に終わるであろう、というのが、佐藤論文の結論となると思われる。…

こういう帰結は、果たして妥当な判定だろうか。

上記の批判に対し私は、次の3つの点で、「小林は近代主義者」だとする臆断^{ドクサ}を覆えし、更に理性の行使とそれに基づく問題解決の立論が“無力な幻想”ではないと弁証してみたい。

第一、理性を中心とする精神性の優位は、近代の特質ではなく、古代ギリシャに溯りヨーロッパ思想史の全体を貫いてきた基本的な思想だといってもよい。理性を上位に置く思想は、（形態や表現様式は異なっても）プラトンやアリストテレスたちに刻印づけられている点で、その源泉に深い敬意を抱く私は、むしろ“古代主義者”と呼ばれるほうが当たっているかもしれない。（逆に、理性上位論をあくまでも近代の特質と強調するならば、アリストテレスやその継承者である中世のトーマスらも、みな“近代主義者”と目されるという、奇妙な結果になりかねない。）更に“理性重視”の枠を少し広げてみれば、西欧に限らず東洋にもその足跡を見出すことができよう。古代中国の“合理主義者”であった孔子は、“怪力乱神”を斥けると共に、教義の骨幹である「仁」や「礼」の教えの中にも、英知の要素を不可分の基石として据えていたといえるだろう。ほぼ同時代のインドにおいても、釈迦の仏教やその先駆でもあったヒンズー教も、人間の欲・情＝煩惱の抑制を最重要の課題としたが、それを抑える心は理性そのものと呼ぶべき観念であった。つまり古代東洋でも、理性的なるものの働きを倫理の中心とした点で、近代に劣らず精神性の優位を認めて

いたといえよう。—「近代主義」の根幹の特質を専ら“理性”主義にあるとする見方は、明らかな誤謬であり失態と評されてもやむをえないであろう。

第二に、小林は理性その他の「人間の諸属性」を「実体としている」と論難されるが、これも非常な—というよりはむしろ異常な—断定であって、その意味も理由も不明である。実体という言葉の説明がないのでよく分らないが、英語の substance（物質、実質、内容）に当る用法を当てはめても、「それ自身によって存在するもの」（広辞苑）と解しても、意味は通らない。上述の断定文を意味あるものとすれば恐らく、実体化とは「単なる属性または抽象的概念内容を客体化して独立的実体となすこと」（広辞苑）だと理解される。しかし私は、そのような意味で理性・尊厳性・自由などの観念を“独立的実体として客体化”したことはない。それらの抽象的属性はいづれも、“独立的実体”として“客体化”できるものとは、凡そ考えたことがないから、先の断定には困惑するばかりである。右の諸観念は、脳に即していうと、大腦が自らの機能・作用のある部分や性質について命名した抽象概念であろうから、何らかの“実体”的なものではありえないからである。恐らく先のような断定は、私（のみならず大方の法学者たち）が日常的に、“人間は理性や人権を持つ（或いは、行使・放棄する等）”とか、“権利や義務を有する”などという文言から、恰も“実体化”していると解した結果ではないだろうか。しかし、これらは、日常的・習慣的に、——例えば時間のような非実在の現象について、“時間があ^る”“ない”とか、“時は流れる（移る・去る等）”などと同じく、——比喩的に用いられる表現であって、それによって理性や時間などが“実体化”された、と目くじらをたてるまでもないことであろう。

第三に、近代的“理性（や後述する人権理念）は、世界問題の解決などを行いうる力はない”し、それに依拠することは幻想であるといわれる。そうだろうか。人間の欲望や競走や激情が生む戦争・環境破壊・恐慌などの負の現象の解決や克服には、何よりも理性とそれに基づく実践が必要ではないか。理性に絶望し・それを放棄したら、人類は何によって危機的な問題の解決をなしうるだろうか。理性の“無力”を嘲笑し、その指導を斥けたら、後に来るのは恐らく絶望的な破局であろう。——このようにいっても私は、理性がつねに勝つなどと確信する“理性主義者”ではない。理性が感情に敗けて、しばしば惨憺たる修羅場に落ちる現実を数知れず見て、「理性の脆弱さ」は痛いほど認識しているつもりである。（これについてはとくに拙論「欲望と感情」15節等で、詳述しておいた。）人間が「感情の動物」であることを忘れて、理性信仰に走るのは愚かしい（つまりは理性欠乏の）沙汰である。その弱さを十分に認識したうえで、なおかつ理性を奮い立たせ問題解決に向かわしめることこそが、「理性的存在」としての人間の責務であると思う。その可能性を信じるだけの基本力を理性（つまりは大腦の主要機能）は持っているといってもよいだろう。今まで人類が生きのび得た歴史が、それを実証している筈である。ただ、今日人類が当面している重大な世界問題は、人間理性に嘗てない試練を課しているのだが、これについては、終節7で再考しよう。

7 歴史と人間の可能性

結びに入る前に、上述の延長線で、人権理念の可能^力について考えておきたい、佐藤論文は、今日の世界問題の解決は、（小林のいうような）人権の普遍化によってではなく、「人権

の抑制にしか道はないのではないか」と述べているからである。この指摘には、一面では尤もな正しい意味があるけれども、半面では現代人の人権状況に対する認識不足から生じたと思われる、大きな誤りがある。すなわち一方で、近代の自由人権が資本主義の諸弊害を生ずる一因となった点では、“その抑制が必要だ”という認識は正当であろう。しかし、現代社会の錯雑した諸条件から生じた世界的問題は、近代の自由権を「抑制」するだけで処理や解決できるほど簡単ではない。それにはより積極的・総合的な対応と施策が必要である。人権の面でも、近代の市民的自由権を“抑制”するだけでなく、生存権の保証を始めとする“新しい基本権”の定立と実現が不可欠である。そして現に、(憲法学界の事情に詳しくない佐藤さんには、無理からぬことながら) 現代憲法の諸象面では、人権体系の編み直しともいべき変動が、大戦後から生じ始めていたのである。第一次世界大戦後のワイマール憲法に発する生存権・福祉権などから、第二次大戦後の環境権、情報権、教育＝学習権、更には平和的生存権などに至る、広汎な基本権が要請され、その相当部分が明文や解釈によって認められるようになってきている。(これについては、拙著『現代基本権の展開』1976年参照。) これらの新しい基本権の発動と運用は、現代の諸問題の解決に不可欠であり、また有効に働きうるであろう。

このように見てくれば、現代の重要問題の解決には、近代人権(自由権)の「抑制にしか道はない」という佐藤さんの認識は、余りに消極的・部分的であって、敢ていえば“間違い”と評されることになる。 “新しい基本権”(その中には「人権」と呼ぶことが疑問のものもあるが、前述した私の人権の用語法によれば、現代的人権と呼んでもよいだろう)の普遍化と強化によって、その問題解決力は十分に機能できる

ものとなると思う。この点でも、佐藤さんには認識を改めていただくように念願したいところである。

さて最後に、「近代(の諸理念や技術など)に対して、怒りや憎しみにも近いようなアンティパシーを抱いているらしい佐藤さんの歴史観についても、私なりの所感を述べておきたい。思想一般と同様に、どのような歴史観を持とうとも、原則的に各人の自由であり、そのことだけで他者がとやかくいう権利はない。ただ私は、いかなる時代の人も、先行する前時代を眺め・そこから学ぶべきものを学び、「負」の遺産は拒否または廃棄して、よい意味で前時代を超克していくべきだし、そこに眞の進歩の条件があると考えている。したがって近代に限らず、古代や中世に対しても、またいま進行中の現代に対しても、我々は開いた眼”で主体的に眺め、平俗ないい方をすれば“良きものを採り、悪しきものを捨てる”、(良否の判断は人々の立場によって異なるが、要するにドイツ哲学でいう *aufheben* = 止揚する、といった)方法で対応していくべきであろう。現に近代の中でも、例えばマルクスとかニーチェのように、近代の超克をめざした人々がいたのだから、今日でも我々は近代をも現代をも止揚する眼を持つ必要があると考える。そのような「開いた」立場に立って近代を見直せば、採るべきものも捨てるべきものもそれぞれに沢山あろう。私はこれまで屢々ポストモダニストたちを批判してきたけれども、それは彼らが「近代」の超克をめざしながらその“全否定”になるような場面に限られる。上記の“開いた”態度で「近代文明」を止揚アウフヘーベン(=揚棄)しようとする限りでは、彼らとほぼ同一步調をとっているつもりである。願わくば、佐藤さんの「近代主義」批判も、右のような“世界開放的”ヴェルトオッフエンな態度で再検討されるようにと、念願しておきたい。

〔蛇足一言〕

以上とは無関係だが、佐藤さんが重要な局面でK・ポパーの「三世界」論を用いて、自説を展開していることは注目に値する。理解は難しいが“成程このような使い方があったか”と感服もした。ただ私はかねてから、彼の「三世界」論に注目しながらも、腑に落ちない点があって、批判を行ったことがある。（「人間の科学と哲学」Ⅶの「心身問題の考察」1997年）ここでは主題と離れるので、それに立ち入らないでメンションだけしておくにとどめる。ただ、K・ポパーのこの構想は、脳科学者J・エックルスの心脳二元説と相互に深く関連し合っており、互いに支持しあっていることに、注目しておく必要があると思っている。簡単にいうと、エックルスは心と脳を分けて、相互に作用しあう関係にあるという心脳二元論に立って、心身は相互に作用しあうと見ている。エックルスによれば、心は脳の機構から情報を受動的に受けとるだけでなく、情報を選択し、更には「脳の神経活動を支配することができる。」としている。…この二元論的立場は、ポパーの「世界2」の意識状態や「世界3」の知識や記録などが相互に作用しあい、「世界1」の脳の機能にも働きかけている、という構造にも反映しているように思われる。ところで、そのような相互作用説を積極的に受け入れ、それを自らの所説の重要部分に使用している佐藤さんは、心・脳の二元論の立場に立っているのでしょうか。そうだとすれば、心的機能や精神活動を脳の働きと見て、それらの「実体化」を厳しく論難する佐藤さん本来の見解は、どのようにして心脳二元論と融合されるのだろうか。エックルスは精神＝心を根元的な実在とし、ポパーの「世界2」に当ると考え、物質的な「世界1」との相互作用を彼の脳論の中核としているから、佐藤理論とは全く相容れない対立的な立場だ、という外な

さそうである。この重要な“矛盾”について、再考し説明していただきたい、と思う者は私だけではあるまい。この小論での中心テーマとは少しく離れるので、これ以上の論議は省略し、付随的な希望を示しておくにとどめるが。

*

結びに代えて

以上、拙著に対する佐藤さんの種々のご批判に答えて、私なりの意見と反批判を要約的に述べてみた。主要な論点を人間学的な関心対象にしぼり、法理論上の諸問題をオミットしたことは、さぞや佐藤さんの不満とされるところだと思われる。しかし、その点は、冒頭に述べたとおり、大方は拙著での叙述のくり返しになるであろうから、省略を許していただきたい。それとともに、拙著に対するこの「紹介と批判」が60ページにも及ぶ本格的な大作になっていることに、改めて驚きと感謝の念を禁じえなかった。著者の眼からみて若干の誤読や誤解があったにしても、それを招いた私の側の文章の遺漏や欠陥もあろうから、何よりもややこしい議論の多い拙著を深く・綿密に読んで、力作の「紹介と批判」の文章を書いていただいた、御厚情と労力に重ねて厚くお礼を申し上げたい。その学友的厚情に対して、時には「勇み足」で礼儀と慎しみを失した反論や反批判を返す非礼には、寛容な受けとめをお願いする外ない。更に何よりも、冒頭でも一言しておいたとおり、長い年月を経て今頃にかような拙い“応答”をする不始末にも、ここに重ねてお詫び申し上げる。最後に、この拙文では書かなかったが、佐藤論文と何回も行った“対話”で、実に多くの刺激と反省の機会を与えられたことにも、もう一つの深謝を記して結びとしたい。

2009年冬の入り口で 小林老生